

障がい者虐待への対応（養護者による虐待の場合）

虐待を発見した人



虐待を受けた人
(障がい者本人)



通報・届出の窓口「伊豆の国市障がい者虐待防止センター」

障がい福祉課	0558-76-8007（平日・昼間）
大仁庁舎	0558-76-8000（土日祝・夜間）

○ 通報や届出を受け付けます。 ○ 受付した内容を記録します。

通報や届出の内容を検討します。

○ 虐待の疑いがあるかどうか、緊急な対応が必要かどうかの判断をします。

通報や届出の事実確認をします。

今後の対応について協議します。

障がい者の安否が心配されるときなどは
立入検査(安否確認)をします。

障がい者の保護 障がい者への支援 養護者への支援 成年後見人制度の活用



定期的は訪問や調査などで虐待の再発を防ぎます。

通報や届け出を出した人の情報は守られます

虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、市の職員には守秘義務が課せられています。

また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名でも、通報内容は受け付けます。